

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（計画区域において4ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	深谷地区産業団地整備事業	深谷地区	飯舘村

図面記号										
A-4										
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏 名			住 所					
	譲 受 人	別紙記載のとおり								
	譲 渡 人	別紙記載のとおり								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分		
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市 計画法	
計				㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)						
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権 利 の 存続期間	その他					
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年						
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>事業計画地一帯の農地へ供給される水源と、新田川を隔てて北側及び山林を隔てて南側の農地、及び事業計画地東側の農地の水源は分かれており、開発行為及び企業の立地により計画地内の水利が廃止されても周囲農地へ支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>開発区域内の全ての雨水排水については、調節池により流量調整したうえで新田川へ放流し、生活雑排水等は合併浄化槽により処理の上同様に既存排水路へ排出する計画である。</p> <p>なお、区域内には用排水路が存置するが、付け替えによる機能交換を実施するため、周辺の農地及び土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれはない。</p>									

#### 記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。  
この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること

(別紙1) 1の欄 当事者の住所等 (※1)

当事者の別	氏名	住所
譲受人	飯舘村 飯舘村長 杉岡 誠	相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1
譲渡人	—	—

## (別紙2) 2の欄 土地の所在等

譲渡人の氏名 (※1)	所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合(※ 2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
—	相馬郡飯館村深谷字下松塚	9-1	田	田	1,538	—	—	農用地区域内	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字下松塚	10	田	田	1,832	—	—	農用地区域内	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字下松塚	11	田	田	1,613	—	—	農用地区域内	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字下松塚	12	田	田	701	—	—	農用地区域内	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字下松塚	13	田	田	1,015	—	—	農用地区域内	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	16-1	畑	畑	1,604	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	17-1	畑	畑	3,082	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	18	原野	採草放牧地	859	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	19	畑	畑	849	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	27	原野	採草放牧地	252	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	29	畑	畑	2,687	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	33	畑	畑	1,938	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	34	畑	畑	1,026	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	35	原野	採草放牧地	801	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	36	田	田	1,381	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	37	田	田	1,172	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	38	田	田	1,349	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	39-1	原野	採草放牧地	612	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	39-2	畑	畑	4,112	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	40	原野	採草放牧地	895	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	42	田	田	1,579	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	43	田	田	3,369	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	44-1	畑	畑	702	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	45-1	原野	採草放牧地	1,000	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
—	相馬郡飯館村深谷字大森	46	田	田	3,167	—	—	農用地区域外	都市計画区域外
計	25筆	39,135㎡	(田 採草放牧地		18,716 ㎡ 4,419 ㎡)	畑	16,000 ㎡		

## 添付書類

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

# 農地法第5条第1項の許可に係る土地の位置を示す地図

- 赤枠 : 開発エリア
- 緑色 : 農地転用箇所
- 緑枠 : 農振農用地 及び 土地改良事業実施地
- 青枠 : 高校跡地

